

平成30年7月31日
学 長 裁 定

「大規模自然災害に伴う学生の休学等に関する神戸大学教学規則等の特例を定める規則」の対象とする災害について

「大規模自然災害に伴う学生の休学等に関する神戸大学教学規則等の特例を定める規則」（以下「規則」という。）の第1条により、平成30年7月豪雨を「大規模自然災害として学長が認めた災害」（以下「大規模自然災害」という。）とし、下記のとおり特例を適用するものとする。

なお、大規模自然災害の対象地域は、災害救助法が適用されている地域とする。

記

1. 規則第5条第1項により、被災した学生が、災害を理由として休学を希望する場合は、本人の願い出等により1年間を限度として休学を許可し、教学規則第44条第1項及び第77条の規定に定める通算3年の休学期間には含めないものとする。
また、休学の始期については、7月1日に遡及できるものとし、休学期間中の授業料を免除するものとする。
2. 規則第5条第4項により、学生が大規模自然災害に関連するボランティア活動を理由として休学を希望する場合は、本人の願い出等により1年間を限度として休学を許可し、教学規則第44条第1項及び第77条の規定に定める通算3年の休学期間には含めないものとする。

参 考

平成30年7月豪雨 災害救助法の適用地域 (平成30年7月25日現在)

【高知県】

安芸市、香南市、長岡郡本山町 (適用日: 7月6日)

宿毛市 (適用日: 7月7日)

土佐清水市、幡多郡三原村 (適用日: 7月8日)

幡多郡大月町 (適用日: 7月8日)

【鳥取県】

鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町 (適用日: 7月6日)

【広島県】

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町 (適用日: 7月5日)

【岡山県】

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町 (適用日: 7月5日)

小田郡矢掛町 (適用日: 7月6日)

【京都府】

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町 (適用日: 7月5日)

【兵庫県】

豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町 (適用日: 7月5日)

姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町 (適用日: 7月6日)

養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町 (適用日: 7月7日)

【愛媛県】

今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町 (適用日: 7月5日)

【岐阜県】

高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村 (適用日: 7月6日)

岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町 (適用日: 7月8日)

【福岡県】

飯塚市 (適用日: 7月5日)

【島根県】

江津市、邑智郡川本町 (適用日: 7月6日)

【山口県】

岩国市 (適用日: 7月6日)